資料2

産業保健への支援体制（新）

都道府県産業保健・メンタルヘルス対策総合推進会議（仮称）

【大きな枠組み】 都道府県の単位で三事業の総合調整、進行管理、調査、評価等を行う

【小さな枠組み】 個別の事業者の産業保健活動に対する日常的な指導等の調整

- 労働基準行政機関
- 自治体等関係行政機関
- 医師会等産業保健関係機関・団体
- 労・使団体
- その他関係機関・団体

さまざまな機能が有機的に結合しながらサービスが提供できる体制で推進

産業保健推進センター（連絡事務所）

＜(独)労働者健康福祉機構の事業＞

（47都道府県ごとに研修・相談・情報提供等を企画・実施）

- 産業医等に対する専門的・実践的研修
- 専門的な相談、情報提供

メンタルヘルス対策支援センター事業(47)　＜国委託事業＞

メンタルヘルス専門家

事業者に対する支援
- 相談対応（対象：産業保健スタッフ等）
- 訪問支援
（取組方法助言、管理監督者教育、職場復帰プログラム作成支援）

地域産業保健センター事業(47)

＜国委託事業＞

地産保の産業医・保健師

- 健診結果の医師意見
- 脳心疾患保健指導
- 長時間・有ストレス労働者面接指導

（個別支援）

- 作業環境管理・作業管理等
- メンタルヘルス対策

（取組み等の支援）

研修等

地産保支援

地産保支援

研修等・地産保の求めに応じた直接支援

事業者支援（地産保と連携・情報共有）

研修等

事業者支援

健康管理

支援

50人未満の小規模事業場

労働者

50人以上の事業場

産業医（専属・嘱託）

衛生管理者等の産業保健スタッフ

健康管理等

労働者